

平成18年 第4回臨時会

# 厚岸町議会会議録

平成18年11月24日開会  
平成18年11月24日閉会

( 本 会 議 )

厚 岸 町 議 会



平成18年 厚岸町議会 第4回臨時会 会議録	
招 集 期 日	平成18年11月24日
招 集 場 所	厚岸町 議場
開催日時	開 会 平成18年11月24日 10時00分
	閉 会 平成18年11月24日 13時30分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁悦郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音喜多 政 東	○	17	佐々木 敬 治	○
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果、出席議員18名 欠席議員0名					

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	小 倉 利 一	議事係長	高 橋 政 一
--------	---------	------	---------

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

(1) 町長部局

町長	若狭	靖
助役	大沼	隆
総務課長	田辺	正保
税財政課長	佐藤	悟
まちづくり推進課長	北村	誠
町民課長	久保	一將
保健介護課長	豊原	隆弘
福祉課長	松見	弘文
環境政策課長	小島	信夫
産業振興課長	大崎	広也
建設課長	佐藤	雅寛
水道課長	高根	行晴
出納室長	柿崎	修一
特老施設長	桂川	実
デイ施設長	桂川	実 (兼務)
町立病院事務長	斉藤	健一

(2) 教育委員会

教育長	富澤	泰
管理課長	米内山	法敏
指導室長	酒井	裕之
生涯学習課長	藤田	稔
体育振興課長	松浦	正之

(3) 監査委員事務局

監査委員	今村	實
事務局長	松澤	武夫

(4) 農業委員会

事務局長	藤田	稔
------	----	---

1. 会議録署名議員 7番 中屋議員 8番 音喜多議員

1. 会 期

11月24日の1日間

1. 議事日程及び付議事件

別紙のとおり

1. 議事の顛末

別紙のとおり

平成18年厚岸町議会第4回臨時会議事日程

平成18年11月24日  
午前10時 開 議

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		定期監査報告
5		行政報告
6	報告第10号	専決処分事項の報告について
7	報告第11号	専決処分事項の報告について
8	認定第3号	平成17年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について
	認定第4号	平成17年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第5号	平成17年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第6号	平成17年度厚岸町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第7号	平成17年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第8号	平成17年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第9号	平成17年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
9	議案第108号	工事請負契約の締結について
10	議案第109号	損害賠償の額を定めることについて
11	議案第110号	損害賠償の額を定めることについて
12	議案第111号	平成18年度厚岸町一般会計補正予算
13	議案第112号	平成18年度厚岸町病院事業会計補正予算

平成18年厚岸町議会第4回臨時会付議事件

平成18年11月24日  
午前10時 開 議

議案番号	件名
	行政報告
報告第10号	専決処分事項の報告について
報告第11号	専決処分事項の報告について
認定第3号	平成17年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号	平成17年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第5号	平成17年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第6号	平成17年度厚岸町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第7号	平成17年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第8号	平成17年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第9号	平成17年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第108号	工事請負契約の締結について
議案第109号	損害賠償の額を定めることについて
議案第110号	損害賠償の額を定めることについて
議案第111号	平成18年度厚岸町一般会計補正予算
議案第112号	平成18年度厚岸町病院事業会計補正予算

## 厚岸町議会 第4回 臨時会 会議録

平成18年11月24日  
午前10時00分 開会

- 議長（稲井議員） ただいまより、平成18年厚岸町議会第4回臨時会を開会いたします。  
（開会時刻 午前10時00分）
  
- 議長（稲井議員） 直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。
  
- 議長（稲井議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番中屋議員、8番音喜多議員を指名いたします。
  
- 議長（稲井議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。9番、松岡委員長。
  
- 松岡議員 先程、本会議を開会する前に議会運営委員会を開き、今回の臨時会の議事運営について協議いたしました。  
まず、報告についてであります。議会側からは定期監査報告、それから理事者側から行政報告、4件ございます。  
次に町長提案の議案について、報告10号から11号、専決処分の一般会計補正予算でございますがこれは本会議において審議いたします。  
認定3号から9号、17年度決算認定でございますが、これは決算審査特別委員会に付託し、12月定例会までに審査報告をするということに決定しました。  
次に議案第108号から110号まで3件については工事請負契約については本会議において審議すると。111号から112号にかけての補正予算2件でございますが、これは特別委員会を設置し、本会期中に審査決定することに決定しました。  
次に会期の決定についてでございますが、本日11月24日一日間とすると。  
次に一般質問対面式の取り扱いについてでございますが、これは後日、議員協議会を開き議長から諮問するというにいたしました。以上で本臨時会の議会運営についての報告を終わります。
  
- 議長（稲井議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
  
- 議長（稲井議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたように、本日一日間としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日一日間とすることに決定しました。
- 議長（稲井議員） 日程第4、定期監査報告を議題といたします。今般、監査委員より別紙のとおり定期監査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思いません。
- 議長（稲井議員） 日程第5、町長から行政報告を求められておりますのでこれを許したいと思えます。町長。
- 町長（若狭町長） おはようございます。行政報告をさせていただきます。その一つは、釧路開発建設部厚岸道路維持事業所の統廃合についてであります。二つ目は、農林水産省北海道農政事務所釧路統計・情報センター厚岸庁舎の廃止についてであります。三つ目は上尾幌郵便局における集配業務の集約化についてであります。最後に平成18年10月の低気圧に関わる被害状況についてであります。

まず、釧路開発建設部厚岸道路維持事業所の統廃合についてであります。国の行政改革の一環として進める国家公務員定員の削減に伴い、北海道開発局では、道内119箇所にある事務所・事業所を平成19年度において17の事業所を統廃合し、107箇所に再編するという方針を固めており、そのひとつに釧路開発建設部厚岸道路維持事業所も含まれていることが9月22日新聞報道されました。

以前にも情報として伝えられておりましたが、このことに対し厚岸町としては存続を強く要望する一方、最悪の場合でも別な形で残せないか要請を行ってきたところであります。

厚岸道路維持事業所は、国道44号と272号を担当し、道路の整備や維持補修管理にあたっておりますが、これらが釧路道路事務所や根室道路総合事業所に統廃合されることにより、管理体制や災害時の緊急対応等への影響が大きく憂慮される所であり、特に冬期の除雪には迅速な対応が必要であるため、町からは連絡体制の確保や除雪受託業者との連携などを釧路開発建設部へ申し入れているところであります。

これに対し釧路開発建設部では、現在の厚岸道路維持事業所施設を除雪ステーションとして存続する方向で検討されています。また、現在の厚岸道路維持事業所の職員は、非常勤も含め所長以下11人体制であり、そのうち5人は釧路からの通勤者、3人は単身赴任であるものの、地元で働く非常勤の方々の仕事が無くなるなどの影響が想定されるため、今後再協議も予定されておりますので、最小限の影響にとどめられるような対策を要請してまいりたいと考えております。

次に、農林水産省北海道農政事務所釧路統計・情報センター厚岸庁舎の廃止についてであります。

この釧路統計・情報センター厚岸庁舎は、古くは昭和24年に北海道農作物事務所とし



て浜中町に設置され、昭和27年に帯広統計調査事務所厚岸出張所として統合し現在の体制となり、昭和52年に庁舎を現在地に新築しております。

設置以来、何度かの名称変更もありましたが帯広統計調査事務所厚岸出張所は、平成15年には組織改編により現在の名称となっております。その間、農林水産物生産の実態把握や農林漁業の構造、経営体数、新規就業者数、経営収支などをはじめ、農林漁業者の実態把握を行い、国の施策の基礎データ作成を業務として活躍されてきました。

このたび、国が進めている構造改革における行政改革の一環として、人員削減に伴う整理統合再編が行われ、本年度をもって釧路統計・情報センター厚岸庁舎が廃止され、現在勤務されている4人のうち、釧路からの通勤者を除き、厚岸町から2名の方が転出されることとなります。

なお、厚岸庁舎の廃止によりまして、その後における基礎データとなる数値の情報収集については、釧路市内に所在する釧路統計・情報センターから職員が定期的に来町し調査が行われることになっております。このことに対し、私といたしましては、町内における各種調査や情報収集業務が継続して実施されることとなっており、やむを得ない状況にあると考えております。

次に、上尾幌郵便局における集配業務の集約化についてであります。郵政公社は、来年10月の民営・分社化に向けて郵便集配局の再編計画を打ち出しており、北海道では445あった集配局のうち160局を再編統合し、窓口業務のみ行う郵便局とするため、既に集約化が進められてきております。厚岸町におきましても、現在の厚岸郵便局、尾幌郵便局及び上尾幌郵便局の3カ所の集配局の内、上尾幌郵便局が担当している集配、貯金・保険の集金業務を尾幌郵便局に統合するとの計画が郵政公社北海道支社から伝えられています。

このことに対し、町としましては「過疎地でのサービス低下を招くものであり容認できず、郵便局が果たしてきた役割や経緯に鑑み再考されたい」との意志を表明をし、その後、北海道支社からの数度に及ぶ説明訪問に対しましても、反対する回答をもって今日に至っています。このため、当初9月の集約計画予定が先送りをされており、10月22日には上尾幌地区住民を対象とする説明会の開催がされたところでもあります。郵政公社北海道支社からは、「集配業務等を集約してもサービスの低下を招かない対応をするし、窓口郵便局を継続させる」との説明がされているところではありますが、住民には、民営化に伴う効率化の推進により郵便局自体が廃止されるのでは、との疑念が根強く、集配局の統合がその布石にされるのではとの思いが拭えずにおり、私も同様な思いを持っています。

郵政公社では、この集配局の統合については、計画に沿って来年の3月までには実施したいとのことではありますが、先に申しましたとおり、地域住民にとりましては、集配業務の集約化もさることながら、窓口郵便局自体の存続が最大の関心事であり、このことを大きく危惧しております。

町といたしましては、このことを十分に踏まえ、将来における郵便局の廃止を阻止するためにも、統廃合反対の立場を貫くとともに、北海道町村会とも連携した要請活動を続ける考えであります。

最後に、本年10月7日から9日にかけて通過した低気圧による被害発生状況について報

告いたします。この低気圧により、厚岸町では7日から8日にかけて強風と大雨及び高潮による被害が発生し、町職員による浸水防止のための土のう積みや、消防署員による屋根の飛散防止などの応急措置対応が行われたところであります。この度の低気圧通過に伴う被害等の状況につきましては、去る10月12日に開かれた議員協議会において、中間報告をいたしておりますが、その後、各関係機関・団体等からの調査報告に基づく被害状況の集約ができましたので、これをまとめた報告書を配布するとともに、その概要を申し上げさせていただきます。

今回の被災におきましては、幸いにして人的被害はありませんでしたが、住宅関係では、高潮による浸水で6戸が床上又は床下浸水となったほか、強風により12戸の屋根の一部が剥がれるなどの被害が生じています。

町道では、大雨により、太田・トライベツ地区で計3路線の法面崩落が発生し、被災額は477万8千円となっております。

漁港施設では、6地区において干場の決壊や護岸が洗掘されるなどの被災があり、また、漁船33隻も水没や破損による被害を受け、乾燥庫や倉庫などの水産建物も47棟の被災を数えています。さらに、サケ定置網や牡蠣の養殖施設で30漁業者、及びその生産物では39漁業者が被害を受けており、その他海岸施設の被災173件を加えると、水産関係全体の被災額は3億9千230万円にも上ります。

林業関係では、道有林や町有林及び民有林において、林地・林道の崩壊や風倒木の被害がそれぞれ発生しており、また、きのこ菌床センターや生産者のビニールハウスの被害を加えると、林業全体で8千338万円の被災額であります。農業関係では、飼料用トウモロコシ畑のほか、畜舎等の営農施設26件が被災しており、農業全体では2千200万円の被災額であります。

商工被害では、建物の破損や商品・設備の水損など4件で、716万円の被災額であります。そのほかにも町有施設において、尾幌小中学校の屋根剥離などの被害や、子野日公園の苗畑施設等の被害が発生しており、これら、この度の低気圧災害による被害総額は5億1千523万5千円に及んでいます。

以上が、本年の10月低気圧による被害の概要であります。これらの復旧対応に全力をあげてまいりたいと存じます。なお、この緊急対応のために行った予算の専決処分につきましては、後ほど本議会に報告いたしますので、よろしく承認を賜りますよう申し添え報告といたします。

●議長（稲井議員） これより行政報告に対する質疑を行います。なお、報告に対する質疑は厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり内容の疑義を質す程度に止めていただきます。12番。

●谷口議員 お尋ねいたします。今回この開発の道路維持事業所の統廃合の問題なんですが、これがもし実施されるとするとやはり厚岸町民や地域の人にとっては非常に大きな影響が出てくるのではないのかなというふうに思うんです。

今回、除雪ステーションは存続というお話しになっておりますが、冬期間の除雪状況を私たちが通行して感じるのは、厚岸の事業所が除雪しているのと釧路から厚岸の除雪

範囲の境界を界にして、冬期間の除雪は相当違うように思うんですね。そういうことを考えると事業所を維持し道路維持管理にあたってもらわなければならないのではないのかなというふうに思いますし、最近是非常にシカ等が道路に飛び出して事故が起きているというようなのを見ておりましたもそれらの対応についてもこういう事業所がないと対応がなされていくのかどうなのか非常に心配されるんですが、それについてどういう展開を持ってこのような方針を出されているのか説明をお願いしたいと思います。

それから上尾幌の郵便局の集約化の問題ですけども、郵便局の集配業務の一環に「地域の人達の状況把握」だとかも業務ではありませんけれども当然いち早く取り入れてきたんではないのかなというふうに思うんです。その中で最近、町内でも様々な団体などがいろんな目的を持ちながらパトロール業務なども行われておりますけれども、郵便集配を行っている人達が地域の状況等を把握されたり、その地域の人達がどういう状況であるのかということによって一声かけたり、そういうことが地域の郵便局であるが故のいろんなことが行われていたんですけれどもそういうことに対して地域の人も郵便局の存続と共にそういうことも不安になっているのではないかと思います。特に上尾幌地域の人達が非常に高齢化している中で郵便局の果たしてきた役割、そういうものも大事になっていると思うんですけれどもそれについて引き続き存続を願うということが大事ではないかと思うんですがいかがでしょうか。

それからもう一つ、低気圧被害の問題ですけども、これについてはいまでなくてよろしいんですけれども補正予算の段階までに資料を提出して欲しいと思うんですがいかがでしょうか。

●議長（稲井議員） 資料は出ております。いいですね。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長

●まちづくり推進課長（北村課長） 私のほうから開発建設部の道路維持事業所の関係で説明申し上げます。質問者いわれたとおり私どもとしても除雪体制の緊急連絡とかそういうことが一番心配されるというなかでは、ステーションとしては残すけどその体制に問題があるんじゃないか。実際にはほとんどが道路パトロールから実質業務は業者に委託になってます。ただ、時間とかいろんな問題が生じたときに北海道とも町とも連絡を取っていかなければならない。連絡体制がどうなるのかといえはいまの統合の考え方から行けば、根室の総合道路事業所に移行するけど、現場である程度即対応しなければならないときの連絡体制がまだきちんとしていない。それについてはさらにもう一度詰めていきたいということで開発からも言われていますので、安心して道路が利用出来るというのは絶対必要なことですから、これについてはさらに詰めていきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 総務課長

●総務課長（田辺課長） 上尾幌郵便局の集配業務の集約化の関係でお答え申し上げます。

郵便局の行ってきている集配業務の中で、高齢者への声かけだとか地域社会貢献策といった部分も郵便局ではこれまで取り組んできております。この施策につきましてはこれを基本的には継続するんだという部分については、国会の付帯決議のなかでも要請されているところであり、こういった部分については社会的責任においても実施していくというのが郵政公社の説明であります。

ただ、やはり地域と郵便職員の方々の信頼関係といったものが大事になってきていて、それによって成り立つんだということが、先般の上尾幌における住民説明会の中でも住民からの切実な声として郵政公社へ届けられております。

現実対応といたしましては、仮に集約化がされましても上尾幌にいる職員が尾幌のほうに行く、尾幌でも実際にはそういう声かけといったような実践がやれる土壌が出来ているという郵政公社の説明でございましたけれども、やはり住民側としてはそういう部分も非常に大事なことなんですと言う声があり、それについては配慮したいという説明でした。

町といたしましてもその部分については十分、訴えてきておりますし、それらを踏まえながらこれからの要請活動に反映させていきたいというふうに考えております。

それから、低気圧の関係でございますけれどもお手元にお配りさせていただいておりますのでよろしくお願いたします。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（「なし」の声）

●議長（稲井議員） なければ以上で行政報告を終わります。

●議長（稲井議員） 日程第6 報告第10号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました報告第10号 専決処分事項の報告について、その内容を説明させていただきます。議案書の1ページをお開きください。

本文でございます。緊急執行を要した「平成18年度厚岸町一般会計補正予算」を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

この内容でございますが、太田門静間道路のり面崩壊に伴う改修補修事業ならびに地方債の発行限度額について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただきます。

2ページでございます。

総総専第6号、専決処分書 地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成18年9月27日付でございます。

平成18年度厚岸町一般会計補正予算(4回目)平成18年度厚岸町の一般会計補正予算は

次に定めるところによる。第1条、第1項 歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、349万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、74億5,262万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

3ページお開きください。第1表でございます。

歳入歳出予算補正であります。記載のとおり、歳入、歳出ともに1款、1項でそれぞれ、349万7,000円の補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。7ページをお開き願います。

歳入であります。20款 1項 1目 繰越金 1節 前年度繰越金349万7,000円の増であります。補正後の繰越金は3,839万円となるものであります。

9ページをお開き願います。歳出であります。

7款 土木費 2項 道路橋梁費 1目 道路橋梁維持費 15節 工事請負費349万7,000円の増。太田門静間道路のり面崩壊に係る改修補修工事費であります。

2ページへお戻り願いたいと思います。第2条「地方債の補正」であります。地方債の変更は「第2表 地方債補正」によるものでございます。

4ページをお開き願います。第2表、地方債補正、変更であります。起債の目的、一般公共事業1,330万円の減、臨時地方道整備事業10万円の増、辺地対策事業20万円の増、過疎対策事業1,360万円の増、一般廃棄物処理施設整備事業1億5,750万円の増、一般単独事業1億5,750万円の減、臨時財政対策債1,440万円の増。それぞれ起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

なお、この限度額補正につきましては、本年度から地方債発行について、制度改正がなされ、起債許可額が決定される時点において、地方公共団体の定める起債限度額が、当該許可額以上でなければならないこととなり、限度額の補正を要することとなったため、所要額について限度額補正を行ったところであります。

次ページの地方債に関する調書補正であります。一番下の欄をご覧いただきたいと思っております。

平成17年度末現在高116億8,041万9,000円。今回の専決増額で1,500万円を増額、年度内発行額15億160万円となり、平成18年度末見込額は121億933万8,000円となるものでございます。以上で報告第10号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。8番。

●音喜多議員 いまの課長の説明の中で、地方自治法の改正で地方債の発行限度額が変わってきているという説明ですが、今年度既に4億2,891万2,000円ですか、増えて、121億の借財になるわけですが、今回この5億近い15億という補正を組んできてるんですが、これは地方自治法の改正の絡みと何か関係があるのかどうなのかそのへんお尋ねいたします。

それから、前年度から見れば5億ほど増えてきてるんですが今年は確かに下水道工事

というのは大きな目玉があって増えてきてると思うんですが、いまの国の予算の見通しを聞くとこの地方債もままならないとか非常に厳しいものが言われているんですが、こうして増えていく状況というのはこれから町をつくっていく中で何ら想定されている範疇とかそういう予定の考え方なのか、その点お伺いいたします。

●議長（稲井議員） 税財政課長

●税財政課長（佐藤課長） まず一点目の起債発行額ですが、今回の限度額補正によりまして一挙に15億になったことではなくて、この18年度内の発行額につきましては3月の議会で繰越明許費等させていただいた、真小の繰越明許費分の起債相当額も含まれた18年度末の発行総額を足した数字で15億160万となるということでございます。従いまして、制度改正により発行額が増えたということではございません。

二点目の国の動向により増加があるのかということでございますが、ご存知のとおり18年4月1日から協議制に移行したところでございます。ただ、一定のルールに従った制限等がかかりまして、いわゆる実質公債負担比率というものを算定し、総務省のほうでそれをもって協議制にするかなおかつ許可制にするかということが判定されるところでございます。ちなみに厚岸町につきましては、制限であります18%を実質公債費比率が超えておりますので、従来どおり許可制度、許可団体ということになってございます。

そこで、許可団体になったところによって今回このようなことになるのはどういうことかといいますと、ルールが変わったことによりましてそれぞれ総務省におけるスケジュールが決まっているようでございます。第一次配分が9月から10月、第二次配分が3月ということで、9月に配分される許可は従来の許可予定額ではなくて、許可というかたちで通知されるものでございます。従いまして、許可となりますと市町村の予算が確保されていなければ許可ができないということが今回、道庁を通じて明らかになったところであります。従いまして、急遽限度額補正をする必要があったため専決処分をさせていただいたところであります。よろしくご理解の程お願い申し上げます。

●議長（稲井議員） 8番

●音喜多議員 わたしが聞きたい核心が一回目の答弁で言っていたかというか、18%の許容額を既に厚岸町は超えているわけですね。そうなるとこういうご時世ですからそのへんをしっかりと見据えてやっていかないと、往々にしてこういう年度途中で変わってくる多少増えてるのが何となくマヒしてくるのではないかと感じます。他町村と自分の町を比較していきますとやはり18%というのはほとんどの町で、いまの時代だから超えているのは確かなんですが、そのことによって国が厳しい施策を出してくるのではないかと見ているわけですが、まさしく許可というかそういう、許可というのは許すか許さないかということになって、相談の範疇ではないというか申し入れする段階で分かりうると思うわけです。

それで、17年度末までに116億だった、今回また増やして121億というふうにして、今後これがどういう展開、三ヶ年計画含めてどういうふう判断されますか。

●議長（稲井議員） 税財政課長

●税財政課長（佐藤課長） お答えしたいと思います。議員おっしゃるとおり今年度15億の発行額になるということで、私どももそれに伴いましてある程度一定の推計をしております。それから、国のほうに18%を超えた団体につきましては公債費負担適正化計画というものを発せなければならぬことになってございます。いわゆる国・道の監視が及ぶということでございます。それら含めて推計値を出す際に当然、当町の今後の見込を推計しているところでございます。

本年度15億何某の発行をした際、年度末で121億1,700万ほどの残高になります。しかしながら、19年度以降の発行額を現在の第7次三ヶ年実施計画の発行額等々含めまして計算したところ、19年度以降、残高は約3億円程度ずつ下がる見込と推計を持っております。ただし、これにつきましては今後、第8次三ヶ年等の編成に伴って起債の発行によっては変動するものでございますが、19年度以降の発行を抑制することによって残高は3億程度ずつ下がるという推計を私どもの手元には持っており、それを基に国に対する公債費負担適正化計画というものを策定し報告しているところでございます。

こういう公債費の発行につきましては、一般財源の縮減にはなりますが、後年度負担ということを入りながら十分注意しながら行っていきたいと考えますのでご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） よろしいですか。他にありませんか。3番

●南谷議員 ただいま8番音喜多議員さんのほうから私の質問しようとした部分、90%くらい質問していただきましたのでそのへんについては理解させていただいたところでございます。

一点だけ聞きたいんですけれども、後ほど質問するといたしまして、今回、4ページに記載されております地方債補正の数字を見させていただきまして、国の動向や町の財政状況含めて、私なりに理解させていただいたんですけれども、それぞれ一般公共事業債、一般単独債事業が、補助率の良い制度にしっかりと補完されていったのかなど。こういうことにつきまして私なりにこれは粛々と事業展開していただけるこれからもこのように取り組んでいっていただけることがやはり町の財政をしっかりと守っていただけることだろうと、先ず持って敬意を表したいと思います。

そこで、本題に入らせていただくんですが、回りくどい話は先ほどご意見を拝聴させていただいたのでよく理解できました。そこで端的に申し上げますが、許容額のお話しがございました。18%くらいというご答弁がございました。この数字、どの様に捉えておるのか。この一点について町長のお考えをお聞きしたいなど、このように思うわけです。

●議長（稲井議員） 税財政課長

●税財政課長（佐藤課長） お答えしたいと思います。実質公債費負担比率のご質問だといふふうにご理解させて答弁させていただきます。

現在、制度改正されまして実質公債費負担比率で協議制なのか許可制なのかということをご判断される総務省の内かんが出されたところであります。厚岸町は平成18年度、3ヶ年平均で19.3の実質公債比率となっております。

公債費適正化計画におきまして、19年度18.4、20年度17.9、21年度16.7、22年度15.9と下降の推計をさせていただいております。これは一定程度の交付税等の推計によってあてはめて算出しておりますが、これにつきましても不確定要素がございます。従いまして、国の計算式に算入されるそれらの動向を見極めつつ、先程ご答弁いたしましたとおり出来るだけ発行抑制をし、実質公債費率を下降に転じる努力をしてみたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） いいですか。

（「分かりました」の声）

●議長（稲井議員） 他にございませんか。以上で質疑を終わります。

●議長（稲井議員） お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

●議長（稲井議員） 日程第7 報告第11号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税財政課長

●税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました報告第11号 専決処分事項の報告について、その内容を説明させていただきます。議案書の11ページをお開きください。

本文でございますが、緊急執行を要した「平成18年度厚岸町一般会計補正予算」を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

この内容でございますが、10月7日から8日にかけての低気圧被害による災害復旧経費の補正であります。12ページでございます。

総経第7号、専決処分書 地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成18年10月11日付でございます。

平成18年度厚岸町一般会計補正予算（5回目）平成18年度厚岸町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。



第1条、第1項 歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、917万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、74億6,180万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。13ページをお開きください。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。記載のとおり、歳入では、3款3項 歳出では 1款 2項で、それぞれ、917万8,000円の補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。17ページをお開き願います。

歳入であります。15款 国庫支出金 2項 国庫補助金 11目 災害復旧費国庫補助金3節 文教施設災害復旧費補助金 225万5,000円の増 尾幌小中学校災害復旧事業補助金 225万5,000円の増であります。20款 1項 1目 繰越金 1節 前年度繰越金 12万3,000円の増であります。補正後の繰越金は3,951万3,000円となるものであります。

22款 1項 町債 9目 災害復旧債 2節 土木施設災害復旧債 470万円の増、トライベツ2号道路ほか2路線災害復旧事業債であります。

3節 文教施設災害復旧債 110万円の増 尾幌小中学校災害復旧事業債であります。19ページ 歳出であります。

10款 災害復旧費 2項 土木施設災害復旧費 1目 道路橋梁災害復旧費 15節 工事請負費 477万8,000円の増 トライベツ2号道路ほか2路線災害復旧費であります。3項 文教施設災害復旧費 1目 公立文教施設災害復旧費 15節 工事請負費 440万円の増、尾幌小中学校、屋根復旧工事費の増であります。12ページへお戻りください。

第2条「地方債の補正」であります。地方債の変更は「第2表、地方債補正」によるものでございます。14ページをお開き願います。

第2表、地方債補正、変更であります。起債の目的 災害復旧事業 580万円の増、それぞれ、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

次ページの地方債に関する調書補正であります。一番下の欄をご覧いただきたいと思っております。

平成17年度末現在高116億8,041万9,000円、今回の専決で580万円を増額、年度内発行額15億740万円となり、平成18年度末見込額は121億1,513万8,000円となるものでございます。

以上で報告第11号の説明を終了させていただきます。よろしくご審議の上ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。8番
  
- 音喜多議員 ここでちょっと聞かせていただきたいと思っております。この後の補正予算、特別委員会が作られたものですから、ちょっと私もお聞きしておきたいなと思ったものがあっていたんですが、私が委員長ということもあって質問できないものですからここでちょっとお聞きしてお聞きしておきたいと思っております。  
本会議ですので3回の質問になります。それで、端的に言いますと繰越金というのは前年度の繰越金という認識、これは説明欄にも繰越金とございます。うちの出納閉鎖が

終わった後、この繰越金が確定するのはいつのかと。

今回の補正、専決処分含めて繰越金が出たところに出てきている。それと既に提出された17年度決算資料と確定してるわけですけども、今回の補正にまでその繰越金が出てきてると。疑問に思ったんですが、9月27日以前に3,489万3,000円の繰越金が確定していると。今回の専決処分で報告10号で349万7,000円の追加、さらに同じく専決処分11号で10月11現在で112万3,000円ですか、これが出ていると。今回の補正予算、議案第111号で今日の日付ですが813万4,000円、合計4,764万7,000円。これでほぼ確定なのかなと思うんですが、17年度の決算資料によれば4,558万7,237円とほぼ確定してる。そうすると金額的にも若干違いは出てくるかなと、なぜ違いが出てくるかといえばそれは滞納税が前年度から次年度にそっくり繰越金というかそういうあれがあるからこの税が取れないと見たものが入ってくればこれは繰越金として前年度の入ってこなかったのが、そうすると数字が合わなくなってくるのかなというのが素人ながらも考えたんですが、毎年こういうことをしてたかなと思ったらなぜこういう繰越金をこういう使い方をするのかなと。きちんと出納閉鎖して、次年度までにこれだけ余りましたと。そうすればそこでピタッと決まっちゃうんじゃないかなと。しかしこういう使い方をするとね、財政課のテクニックかなと、お金の使い方のテクニックかなと私はそういう、仕事柄、財政課長としては緊急の仕事が出てどうしてもこれをやれと助役や町長あたりから出てくると、こういう小刻みなお金の使い方をするのも一つの手かなと思ったというか。しかしそれは公的なお金ですから、きちんと決められたときにそのように各課から財政課に余ったお金が報告されるとこんなことにはならないと思うんです。

それで、どの部署がこんな小刻みに出してくるのか。逆に言えば。そういう長い期間かからなければ繰越金というのは確定しないのかなと。そういう素人的な発想というか一般の家であればそうなのかも知れないけれども、こういう公の場で小刻みに繰越金が出てくるとなると私も個人的には財政課長のテクニックかなと疑いを持たざるを得ないというか、私からしてみたらそういうやり方があるのかなと思ったものですから、そのへんはどこに原因があってこういうふうに出さざるを得ないということになるのか教えていただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 税財政課長

- 税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。まず、繰越金のそれぞれの補正における計上ということがどうなのかということ、それからどの部署がということの二点ということでまずご答弁させていただきます。

まず、繰越につきましては6月定例会、9月定例会でもご説明させていただいたかと存じますが、5月の出納閉鎖が終わりまして、収入・支出をすべてチェック後に確定してございます。その後、地方財政法、町の財政調整基金条例等に基づきまして剰余金処分をし、繰越金としては、5,053万83円で確定してございます。従いまして、6月、9月補正、今回の専決二つ、それから後ほど出てまいります補正予算にそれぞれ繰越金が計上されておりますが、その5,053万83円と補正後の数字を差し引くと、これは留保額ということになります。これらは、財政課長が隠してとかそういうことではなくて、余って

いる財源ですので今後、一般財源が必要な場合は順序としては例年この繰越金を先に充てて一般財源を充当し補正を調整させていただいているということをごさいます、その例に倣ってやっているところをごさいます。

ちなみにいま報告した段階で3,951万3,000円の繰越総額になりました。留保額としては1,101万7,083円ということになるわけであります。後ほど出てくる補正予算の中でこの繰越金が全額使われるものというふうに承知しております。

それから、どの部署がということをごさいます、これはどの部署が繰越金を使ってくれとかということではごさいません。この補正予算の調製をする際には、財政部門においてどの一般財源を使うかということでご先程申し上げましたとおり一般財源でありませ繰越金から順次充当していき、繰越金を全額使った際には次の一般財源ということをごさいますのでご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 8番

●音喜多議員 端的にお尋ねいたします。いわゆるこの繰越金というのは留保資金だということですね。財政課長の手元にあるというか。それはその都度出てきているものですか。私どもがすぐに解りうる数字というか。

●議長（稲井議員） 税財政課長

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。6月定例会等で補正予算があった場合には私のほうから繰越金の確定について提案理由の際に説明させていただいているかと思ひます。その際に先程申し上げたとおり、5,053万83円の繰越金が確定したという数字から、補正後の繰越金を差し引くと留保財源というのは単純に出てきますのでご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（「なし」の声）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。あ、1番

●室崎議員 ここでちょっと参考までにお聞きしたいということで、今回尾幌の小中学校の屋根が剥がされた。ちょうど厚文の所管事務調査の際に見せていただきましてまったくひどい状況でした。その時に、詳しい方も委員の中にいらっしゃいますし、これは4～500万掛かるのではないかなというようなお話も出ておりました。今回見ますと災害復旧事業で、国からの補助金というのは225万5,000円と、約半分なんですね。あと、復旧事業債と一般財源で補っている状況なんです。

それで、毎回こういう災害の時に思うんですが、災害復旧事業の補助というのはどういう査定をして、その何割くらいが補助金となって出てくるのかという内容なんです、

概括的なことで結構ですからお聞かせいただければと思うんですが。

●議長（稲井議員） 教育委員会管理課長

●管理課長（米内山課長） 私のほうからお答えさせていただきます。災害復旧事業の場合、各省庁いろんな考え方がございます。文部科学省におきましては、まず、災害を復旧するのに計画書というものをつくります。それはあくまで現地に見合った復旧ということで、通常の災害復旧工事ということではじくわけではありますが、災害査定、国庫補助金の対象となる額を決める査定があります。この査定に関しましてはあくまで原則、原形復旧と。この原則が通常、私ども災害復旧するときに常に一番ネックとなる部分でございます。と申しますのは、古い建物、通常いまはこういう工法はとらないというようなことでもやはり、その様な原形復旧でなければ査定金額として上がってきません。

単費でかけても今後また災害が起きることのないような工法をとりたいということでもあります、まったくこれは単費でやりなさいということになります。

今回の尾幌に関しましても、屋根の復旧に関しましては過去にも経験がございますが、やはりかなり査定率が低くなります。というのはこの尾幌小中学校、長尺鉄板葺きということでございます。長尺鉄板と申しますのはご存知のように棟から軒先まで一枚の鉄板で葺くということが原則でございます。これを途中で継ぐことは物理的には不可能ではないということでありまして、査定の際にはあくまで影響のあった部分ということで、途中で継ぐことも考慮した中で査定されます。

しかしながら、今回の尾幌のように屋根勾配がないというところでは、工法的には可能であってもこれを途中で継ぐわけにはいかないという現地の中で申し上げれば、剥がれていなかった部分については査定外ということになって、今回のような低い補助率ということになりますけれども、実際の査定額が決まった段階では3分の2というような率が来ますけれども、今回はまだ査定が行われておりません。今月29日の予定でございますが、事前の道教委、文科省との打ち合わせの中で行けば、非常に厳しい状況が予想されております。

そんなこともございまして、一部、内部につきましては未施行のままおいてございます。本来的には天井を全面取り替えたいというふうに計画しておりましたが、いま現在の契約の中にもそれは盛り込まれてございますけれども、これが査定の結果によっては一部部分的な取り替えということが査定された場合には、内部についてはその様な設計変更も含めて現在考えているところでございます。

●議長（稲井議員） 税財政課長

●税財政課長（佐藤課長） 総括的にということでございますので私のほうからご答弁させていただきます。

まず、災害が発生した場合には直ちに危険回避をするために改修工事等を行わなければならないということで、補助採択になる災害の場合は補助に準じた起債等が許可になります。

それ以外の単独災害の場合は、基本的には起債だけの判定になります。その場合、災害ですので原形に復旧を要するということがほとんどが写真判定、それから気象状況の一定の判定をし、災害に該当するということが一般的な災害査定といいますか、災害事業と判定される仕方でございます。

従いまして、補助災害の場合はそれぞれの省庁の災害査定管がこられて認定された場合にはそれに付随して補助災害が許可されると。災害補助がない場合には単独で起債を借りるために写真判定、気象状況の記録等によりまして一定の基準を満たしているということであれば災害の単独起債が許可されるということでございますのでご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 1番

●室崎議員 それで今回の尾幌等に見られるところに絞って申し上げますが、町長にお願いなんですけれども、どうもいままでも委員会等では時々いまのようなお話しは抽象的にではありますが聞いてはいるんです。査定と称しながら実は現実には不可能な工法を強いてみたり、現状に合わないようなかたちで要するに端折ってくると。そして足りない分をきちんとするためには一般財源を持ち出さないとならないというものは随所に見られるという気がするんです。

やはり、災害における査定についてもですね、現実にはきちんと合ったものにしていただきたいということは町村会通じてやはり国のほうに強くいう必要があるんじゃないかという気がするんですがいかがお考えでしょうか。

●議長（稲井議員） 町長

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。災害復旧のあり方なんですけれども、これは前からですね、大きな地方自治体にとっても課題になっております。やはり実態に合った災害復旧が原点です。そういう中でいろんな規制が強化されてきている。法的な問題で。それらの問題についても我々町村会としても現場に合った復旧が出来るような査定を認めていただきたいということを要請しておりますが、現実には法的根拠ということでなかなか難しい状況にあります。しかしながらなお一層、今回の災害を契機にしまして先程各担当からお話しがありましたけれども速やかにまず工事をやると。そのあとの査定ということに相成るわけでありまして、さらにこれからも趣旨に沿った要望をしてまいりますのでご理解をいただきたいと存じます。

（「よろしくお願いします。」の声）

●議長（稲井議員） 他にございませんか。

（「なし」の声）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

- 議長（稲井議員） 日程第8 認定第3号 平成17年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号 平成17年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。以上7件を一括議題といたします。職員の朗読を省略し、本7件の提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（若狭町長） 平成17年度各会計決算書提出に際し、その執行状況等について説明いたします。

当年度は、協働のまちづくりのモデル事業として、地域住民の自主的な取組を推進し、情報の交流・共有の場となる住の江山の手集会所の建設、湖南地区中心市街地における地域活性化の導線としての松葉町通りの歩道整備、平成15年度から実施してきました第2期一般廃棄物最終処分場の完成のほか、町道の改良舗装や公共下水道整備などの生活基盤整備、老朽化した学校給食センターの設備改修や厚岸中学校屋上整備など教育関連施設整備及び農林水産業の振興を中心とした町民の要求に対応した諸事業を実施し、予算執行したのが主な施策成果の特徴となっております。

当該年度の当初予算では、一般会計が75億8,559万5,000円、各特別会計を合算しますと、118億4,645万9,000円の総体規模でありました。これに、年度内に必要に応じてそれぞれ所要額の補正を行い、最終予算は、一般会計においては、平成16年度繰越明許費1,800万円を含め、99億7,022万1,000円、各特別会計では48億5,705万9,000円となり、総体においては148億2,728万円となりました。

これらの内容は、次の表のとおりとなっておりますが説明は省略させていただきます。この最終予算に対しまして、各会計別の収支執行実績を申し上げますと、一般会計では、歳入で89億804万5,749円、執行率で89.3パーセント、歳出では、87億132万3,666円、87.3パーセントの執行率となり、歳入歳出差し引きで2億672万2,083円の残額となりました。

このうち繰越明許費繰越額として619万2,000円、財政調整基金に1億5,000万円を積み立て、実質5,053万83円が翌年度繰り越しとなったものであります。

一方、特別会計であります、国民健康保険特別会計については、一般会計から2億3,393万6,000円を繰り入れましたが、歳入歳出差し引きで1億3,319万87円の歳入不足となり、翌年度の歳入を繰り上げて補てんしたものであります。

今後においても国民健康保険税の徴収率の向上、医療費適正化対策等を図り、当会計の健全化に努めてまいります。

簡易水道事業特別会計については、歳入不足となった1,925万1,676円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図ったものであります。

老人保健特別会計については、老人医療に要する費用の負担分に係る9,424万5,462円を一般会計より繰り入れ、収支の均衡を図ったものであります。

下水道事業特別会計については、歳入不足となった1億9,110万6,799円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図ったものであります。

介護保険特別会計については、歳入で介護保険に係る負担分等として一般会計より1億888万1,357円を繰り入れ、歳入歳出差し引きで2,161万5,697円の残額となり、これについては、翌年度に繰り越し、精算の上、国庫負担金などの返還金898万446円、介護給付費準備基金積立金1,263万5,251円に充てるものであります。

介護サービス事業特別会計については、介護報酬の不足する分に係る778万4,525円を一般会計より繰り入れ、収支の均衡を図ったものであります。

以上が平成17年度決算報告による係数面での概要であります。より具体的な成果と実績等につきましては、別冊で配布いたしました「決算書」及び「決算資料」に基づき、ご検討いただくこととして内容説明を省略させていただき、順次ご質問等に応じて各担当課等より、詳細なご説明をいたしたいと存じます。

●議長（稲井議員） 次に監査委員に対し、監査結果の意見を求めます。監査委員。

●監査委員（今村監査委員） ただいま上程されました、平成17年度厚岸町一般会計、並びに各特別会計の歳入歳出決算認定につきまして、決算審査の概要を申し上げます。

平成17年度一般会計並びに各特別会計の決算状況ですが、総額では、歳入が、136億1,690万2,951円、歳出は、135億2,175万5,258円となり、歳入歳出差引額、9,514万7,693円の収入増の決算となっております。

各会計ごとの決算状況につきましては、ただいま町長から報告があったとおりの内容であります。

次に、決算審査の中で、今後とくに努力を望みたい事項について申し上げたいと存じます。

まず、歳入関係についてであります。自主財源の根幹である町税については、決算額が予算額を上まわり、約700万円の増収となり、収納努力が見られますが、予算額に対する収入率は前年度を若干下回る結果となりました。一方で、税収及び税外収入を合わせた収入未済額は、繰越事業の未収入特定財源を除き、1億5,107万4千円で、決算額の1.5%を占めております。

今後においても、厳しい経済情勢が続くことが予想されますので、こうした収入未済額の解消については、負担の公平を欠くことにならないよう、さらに鋭意努力されることを望むものです。

次に、歳出関係ですが、一般会計における不用額は1億280万円で、予算額に対し1.03%を占めております。経常経費については、より一層、経済的な執行により経費の節減に努められたことが認められますが、一部には補正で措置することが必要であったものも散見されます。

また、各特別会計に対する繰入金は「事務事業の遂行上、必要な財源が不足する場合、必要に応じて繰入補填する」という、本来の目的に適うよう、より一層、事務事業の実

態を把握のうえ、予算措置を講じられるよう望むものであります。

その他、細部の点につきましては、お手元に配付しました決算審査意見書をご覧いただきたいと存じますが、地方自治法の規定により、町長から審査に付されました、平成17年度一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書に表示れた計数については、誤りがないものと認められたものであります。

なお、国の三位一体改革に伴う地方交付税の大幅な削減、補助金の減額などにより、当町における財政運営は大変厳しいものになっており、今後とも続いていくことが予想されますので、引き続き無駄を省いた効率的な財政運営を、より一層心がけるよう希望し、口頭報告といたします。

- 議長（稲井議員） 本7件の審査報告についてお諮りいたします。本7件の審査については、議長並びに議会選出監査委員を除く16人の議員をもって構成する、平成17年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し閉会中に審査することにしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本7件の審査については、議長並びに議会選出監査委員を除く16人の議員をもって構成する、平成17年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し閉会中に審査すること決定しました。本会議を休憩します。

（休憩時刻 午前11時24分）

- 議長（稲井議員） 本会議を再開します。

（再開時刻 午前11時27分）

- 議長（稲井議員） 日程第9 議案第108号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました、議案第108号、工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本施設は、町内酪農家の多頭化に伴う育成期間における労働力と、新たな施設投資を軽減し、釧路太田農協が運営する哺育センター事業との連携強化を図り、育成技術に優れ、安心して預けたいとの農家希望に対応するとともに、町内の酪農家が、良好な管理と低コストで、後継牛の確保を図ることを目的とし、釧路太田農協が運営する哺育センターで生後3ヶ月まで哺育された子牛を、生後4ヶ月から7ヶ月までの4ヶ月間、常時150頭を育成するための施設であり、運営は釧路太田農協に委託する予定であります。

議案書28ページをお開き願います。内容であります、1として、工事名、平成18年



度新山村振興等農林漁業特別対策事業、育成牛飼育施設新築工事（建築主体）、2として、工事場所は、厚岸町片無去743番、3として、契約の方法は、地方自治法施行令第167条による単体5社の指名競争入札でございます。4として、請負金額は、金57,120,000円であります。5として、請負契約者は、厚岸郡厚岸町字港町106番地14、株式会社 共和建設工業所であります。29ページをお開き下さい。参考といたしまして、1、工事概要でございますが、育成舎、鉄骨造平家建、延べ床面積884.54平方メートル、堆肥舎、鉄骨造平家建、延べ床面積249.48平方メートル、パドック、土間コンクリート、面積123.84平方メートル、出入口通路、土間コンクリート、面積67.5平方メートルでございます。2、工期でございますが、着手、平成18年11月29日から、完成、平成19年3月30日までとするものであります。3、位置図、施設配置図、施設平面図、立面図、別紙説明資料のとおりであります。次のページをご覧ください。位置図であります。図面左側になります。塗りつぶしで示しているところが建設場所でございます。31ページをお開き下さい。施設配置図であります。図面上側の斜線部分で示したところに、パドック、育成舎、堆肥舎の建設を行うものでありまして、図面中央に位置します。農協哺育舎2棟で生後3ヶ月まで哺育された子牛を、生後4ヶ月から7ヶ月までの4ヶ月間、常時150頭を育成する育成舎と、パドック、堆肥舎を併設して建設するものであります。32ページをお開き下さい。施設平面図、立面図であります。図面上段が施設平面図、下段が立面図となっております。図面上段の施設平面図をご覧ください。左側に位置しますが、屋外放牧に馴らす運動場となるパドックとなります。その隣り、中央になりますが、育成舎で、六つの育成房に区分けしております。右側に位置しますが、排せつ糞尿と敷料を適正に管理する堆肥舎となっております。以上簡単な説明でございますが、ご審議のうえご承認たまわりますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（発言者なし）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（発言者なし）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第10 議案第109号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課長

●建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました、議案第109号、損害賠償の額を定めることについて、その提案内容をご説明申し上げます。

自動車事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項

第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。議案書33ページをお開き願います。内容についてご説明申し上げます。

1. 損害賠償の相手方でございますが、厚岸郡厚岸町字真栄町1条53番地、株式会社徳田薬局であります。

2. 事故の概要であります。平成18年8月29日、午前10時55分頃、厚岸町字真栄町1条53番、地先の町道真栄町1条通りの路上におきまして、厚岸町職員が職務上、町有自動車を停車し、オートマチックのギアをドライブに入れたまま、サイドブレーキを引かないで降車したため、無人状態となった車が発進し、店舗入口ドアに衝突したものであります。過失割合は、町が100%であります。

3. 損害賠償額であります。金328,702円であります。

安全運転を推進する立場の町職員がこのような事故を起こし、安全運転管理者として大変申し訳なく、反省しているところであります。近年、オートマチック車の普及に伴い、同様の事故が増加しております。運転者の不注意から重大な事故につながるものであります。今後の再発防止に向け、徹底した指導を行っていきたく存じます。以上簡単な説明でございますが、ご審議のうえご承認たまわりますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。1番

●室崎議員 二点お聞きいたします。まず一点目は、いまはISOって言わないでEMSって言うのかな、ちょっと外国語私詳しくないので。要するに自主的なISOでやりますよね。その中でアイドリングのことも確か出てくると思うんですが、アイドリングというものはまったくやっちゃいけないというわけにはいかないものだというふうにも聞いてます。合理的なアイドリングというものは当然ありますから。

今回の場合、少なくとも議案に出ている事故の概要並びに説明から伺うところ、アイドリングの合理性は感じられないんですが、現在、いわゆるエンジンをかけたまま降車して何か仕事をするというふうにアイドリングにおいては町においては野放しの状態に変わったんでしょうか。その点についてお聞きしたい。それが一点。

二点目は、オートマチック車のギアをドライブに入れたままサイドブレーキを引かないで運転席を離れるというようなことは、これはいまの話を聞いていくすす笑い声が出るような話なんですね。結局これは過失といっても次の議案のようなものとは違って、非常に重大な過失というような部類に入ると、その様に思われますが、その点の評価はどの様に考えておられますか。この二点についてお聞きします。

●議長（稲井議員） 環境政策課長

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。今年の4月から従来行っておりましたISO14001、これを厚岸町環境マネジメントシステムということで自主運用しておりますことは皆さんご承知のとおりでございます。この中で従来行っておりましたアイドリングストップ、いわゆる乗用車を停車した場合はエンジンを切るということでCO<sub>2</sub>の削減、化石燃料の抑制に貢献するという目標は、引き続き現在も行っておるところ

でございます。

今回はその様な目標、計画を立てておりながら現場でそういうことが行われていなかったというような事例になろうかと思えます。引き続きアイドリングストップということを全職員に再度確実に実施するように公用車管理の建設課共々連携しながら進めてまいりたいというように考えておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 建設課長

- 建設課長（佐藤課長） 二点目の重大な過失の評価はどの様になるのかということでございますけれども、これは職員の処分等の問題にも繋がってくると思えます。こうした職員に関することにつきましては町の交通法規違反と交通事故を起こした職員に対する処分の審査規定に基づき処分をすることになっております。

確かにこれは非常に重大なことでございまして、今後十分町としても気を付けていかなければならないものでありますと反省をしているところでございます。

●議長（稲井議員） 1番

- 室崎議員 アイドリングに関しましてはそれ以上言いませんが、とにかく謳い文句はいけども現実にこういうものがぼろぼろ出てくるようでは何をやっているんだということになりますね。自主的にやったということで早速こういうものが出てきたんですかといわれたときに、きちんと答えられるようにしていただきたい。

次に、重大なる過失ですがいま言っているのは処分云々の話ですが、まずこの事故のこういう対応が過失としては重大な過失にあたるんじゃないんだろうかということの判断は出来ないんですか。これはやはり客観的な問題だと思いますよ。その点いかがですか。

●議長（稲井議員） 総務課長

- 総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思えます。先程、職員の処分の手続きの関係を建設課長のほうから申し上げておりますけれども、この処分に掛ける審査委員会、これからでございます。これからのことでございますけれども、当然、その時点におきまして事故の対応、なぜ起きたのか、こういった部分も審査権等の対象になってきているわけでございます。今回の事故の対応、このへんを考えますときに抗弁の余地のない重大な過失になるのかなど、このように思っております。

●議長（稲井議員） 1番

- 室崎議員 これで終わりですね。重大な過失にあたる時には当然、町には求償権がありますね。そうすると、重大な過失であるということになれば、町に求償権があるわけですからそれを実行するのか放棄するのか、その点についてもきちんとした対応がされな

ければなりませんね。その点はいかがですか。

●議長（稲井議員） 総務課長

●総務課長（田辺課長） そのへんにつきましても併せて今後、審査権等の対象にしてまいりたいとこのように考えております。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（発言者なし）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第11 議案第110号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課長

●建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました、議案第110号、損害賠償の額を定めることについて、その提案内容をご説明申し上げます。

自動車事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。議案書34ページをお開き願います。内容について説明申し上げます。

1. 損害賠償の相手方でございますが、厚岸郡浜中町茶内若葉2丁目36番地、清水 昭氏であります。

2. 事故の概要であります。平成18年10月7日、午後7時30分頃、厚岸町字港町114番2、地先の道道別海厚岸線の交差点内におきまして、厚岸町職員が低気圧の通過により、奔渡7丁目、町道奔渡湖岸道路内へ倒れて来た樹木を除去するため、町有自動車を運転し直進中、前方から来た相手車両が急に右折をしてきたため、公用車右前面に衝突したものであります。過失割合は、相手方が90%、町が10%であります。

3. 損害賠償額であります。金52,866円であります。

今回の事故は、相手側が高齢者で、運転操作の誤りから起きた事故であります。高齢者社会を迎えまして、運転者は十分注意をしていかなければならないものと考えます。今後とも事故防止のため、さらに安全運転に努めるよう指導を行っていきたく存じます。

以上簡単な説明でございますが、ご審議のうえご承認たまわりますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」の声）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第12 議案第111号 平成18年度厚岸町一般会計補正予算、日程第13 議案第112号 平成18年度厚岸町町立病院事業会計補正予算、以上に件を一括議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税財政課長

●税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第111号、平成18年度厚岸町一般会計補正予算についてその提案理由を説明させていただきます。

補正の内容につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金の充当事業に係る事業費調整及び、去る8月11日第3回臨時会におきまして行政報告をさせていただきました、冷凍倉庫に係る固定資産税等の賦課誤り、過大徴収に係る返還金の補正が主な内容であります。

なお、特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、去る21日、防衛施設局より交付額が決定された旨連絡を受けたところであります。当該差額につきましては、次期町議会において補正をいたしたくよろしくお願いいたします。

議案書の1ページでございます。平成18年度厚岸町一般会計補正予算（6回目）

平成18年度厚岸町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条、第1項 歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、3,429万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、74億9,609万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。記載のとおり、歳入では、5款、5項、歳出では、4款、7項にわたって、それぞれ、3,429万1,000円の補正であります。事項別によりご説明させていただきます。6ページをお開き願います。

歳入であります。15款 国庫支出金 2項 国庫補助金 6目 土木費国庫補助金 6節 防衛施設周辺整備事業補助金 2,094万2,000円の増。説明欄記載のとおりであります。2,071万6,000円の増で奔渡川改修事業充当分であります。

16款 道支出金 2項 道補助金 4目 農林水産業費道補助金 1節 農業費補助金

町営牧場育成牛飼育施設整備事業補助金 162万2,000円の増でございます。

20款 1項 1目 繰越金 1節 前年度繰越金 813万4,000円の増。補正後の繰越金は4,764万7,000円となるものであります。これによりまして留保額は288万3,083円となるところでございます。

21款 諸収入 6項 3目 3節 雑入 169万3,000円の増。主に水道管移設補償費 131万2,000円の増であります。

22款 1項 町債 4目 農林水産業債 1節 農業債 町営牧場育成牛飼育施設整備事業債、過疎対策事業債 190万円の増であります。

続いて8ページ、歳出であります。

2款 総務費 1項 総務管理費 12目 車両管理費 22節 補償補てん及び賠償金 38万2,000円の増 事故賠償金であります。2項 徴税費 1目 賦課納税費 23節 償還金利子及び割引料 380万5,000円の増。これは前段、ご説明させていただきましたとおり、冷凍倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の賦課誤り、過大徴収に係る返還金の補正であります。

この内容につきましては、8月末から9月始めにかけて、町内関係15事業所33棟について現地調査等を行った結果、冷凍倉庫として正しく経年減点補正率を適用していなかった事業所が、2事業所、2棟であることが明らかとなり、当該2事業所に係る過大徴収分を返還するものであります。

4款 衛生費 1項 保健衛生費 5目 病院費 19節 負担金補助及び交付金 126万9,000円の増。病院事業会計への負担金であります。内容につきましては、防衛施設周辺整備調整交付金により備品整備を行う経費に係る一般会計負担分であります。

5款 農林水産業費 1項 農業費 2目 農業振興費 4節にわたり 415万2,000円の増。町営牧場育成牛飼育施設整備事業に係る増で、主に、施設整備工事費 391万2,000円の増であります。8目 農業水道費 15節 工事請負費 131万3,000円の増。片無去地区農業用水道配水管布設替事業であります。

10ページをお開き願います。7款 土木費 2項 道路橋梁費 2目 道路新設改良費 2節にわたり 205万8,000円の減。白浜町山の手通り整備事業、別寒辺牛道路整備事業に係る減であります。3項 河川費 1目 河川総務費 5節にわたり 2,364万3,000円の増。汐見川改修事業 200万円の増。奔渡川改修事業 2,164万3,000円の増であります。

12ページをお開き願います。5項 公園費 2目 公園事業費 3節にわたり 178万5,000円の増であります。子野日公園整備事業 178万5,000円の増。来年度実施予定のトイレ建設に係る実施設計委託料の増、及び本年度事業完了による減であります。

恐れ入ります、1ページへお戻りください。第2条「地方債の補正」であります。地方債の変更は「第2表、地方債補正」によるものでございます。

3ページをご覧ください。第2表、地方債補正、変更であります。起債の目的、過疎対策事業 190万円の増。それぞれ、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

次ページの地方債に関する調書補正であります。一番下の欄をご覧いただきたいと思っております。平成17年度末現在高116億8,041万9,000円。今回の補正で190万円を増額、年度

内発行額15億930万円となり、平成18年度末見込額は121億1,703万8,000円となるものでございます。以上をもちまして、議案第111号の説明を終わります。よろしくご審議の上ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

●議長（稲井議員） 病院事務長

●病院事務長（斉藤事務長） ただいま上程いただきました、議案第112号 平成18年度厚岸町病院事業会計補正予算の提案理由について、説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。第1条 平成18年度、厚岸町 病院事業会計の補正予算は、次ぎに定めるところによる。

第2条、業務の予定量であります。主な建設改良事業であります。医療器械整備事業として、681万2千円を追加し、1,831万2千円とするものであります。

第3条、資本的収入及び支出につきましては、4ページの補正予算説明書により、説明をいたします。4ページをお開き願います。

資本的収入及び支出であります。1款 資本的収入 1項 補助金 581万2千円の増。これは、1目 他会計補助金 126万9千円の増、2目 国庫補助金 454万3千円の増であります。

1款 資本的支出 1項 建設改良費、1目 固定資産購入費 681万2千円の増で、特定防衛施設周辺整備補助金の増額と昨年受けた寄付金を持って機械備品の購入を進めるものであります。その内容であります。2階療養病床の入浴装置を、より介護をしやすく、そして、利用者を快適にするために、順送式からシャワー方式の入浴装置に変更して更新することで、差し引きで200万4千円の減、昭和59年に購入、22年が経過する、全身麻酔装置の更新で、504万円の増、無散瞳眼底カメラほか4点の更新と、緊急対応機器として、ポータブルのAED除細動器ほか2点の新規購入で、377万6千円の増となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、100万円については昨年度患者からいただいた繰越寄付金をもって補填するものであります。

1ページにお戻り願います。第4条 他会計からの補助金であります。建設改良事業として、防衛庁の補助金を93%の充当をしていますが、それに不足する額と、繰越寄付金100万円を充当して不足する額を、一般会計から建設改良補助として受けるものであります。126万9千円を追加し、184万4千円とするものであります。

2ページは、補正予算実施計画、3ページは、補正資金計画、5ページ、6ページは、平成18年度予定貸借対照表であります。内容につきましては、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。以上、大変ざっぱくな説明であります。議案第112号平成18年度 厚岸町病院事業会計補正予算の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

●議長（稲井議員） お諮りいたします。本二件の審査につきましては、議長を除く17名の委員で構成する、平成18年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査いたしたいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本二件の審査につきましては、議長を除く17名の委員で構成する、平成18年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。本会議を休憩いたします。  
(休憩時刻 午前11時58分)

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。  
(再開時刻 午後1時27分)

●議長（稲井議員） 日程第12 議案第111号 平成18年度厚岸町一般会計補正予算 日程第13 議案第112号 平成18年度厚岸町病院事業会計補正予算 以上2件を一括再び議題といたします。本2件の審査については、平成18年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。委員長からの報告を求めます。8番

●音喜多委員 平成18年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました、議案第111号 平成18年度厚岸町一般会計補正予算など2件の審査につきましては本日、本委員会を開催し慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決定いたしましたのでここにご報告申し上げます。以上、審査報告といたします。

●議長（稲井議員） はじめに議案第111号 平成18年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（稲井議員） 次に議案第112号 平成18年度厚岸町病院事業会計補正予算についてお諮りいたします。委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

●議長（稲井議員） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。



よって、平成18年厚岸町議会第4回臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後1時30分)

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成18年11月24日

厚岸町議会

議 長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_